

平成28年度「読書に関する調査」の結果

平成29年5月
福島県教育委員会

【調査結果概要】

平成28年11月の1か月間における平均読書冊数は、小学生は11.6冊、中学生は2.6冊、高校生（高校生のみ12月実施）は1.5冊であり、昨年度調査と比較すると、小学生は0.7冊、中高校生は共に0.1冊増加していた。

「読まない」と回答した小学生の割合は1.3%、中学生の割合は14.3%、高校生の割合は47.2%であり、昨年度調査と比較すると、小学生は0.2ポイント、中学生は1.3ポイント、高校生は1.1ポイント減少している。

「読まない理由」の最も大きな割合を占めたのが、小学生は「マンガ等が楽しい」、中学生は「勉強等で忙しい」、高校生は「部活動で時間がない」であり、次に続いているのが、小学生は「遊びが楽しい」「ゲームが楽しい」、中学生は「マンガ等が楽しい」「読まなくても困らない」「本が嫌い」、高校生は「マンガ等が楽しい」「読まなくても困らない」であった。また、読書のきっかけについて、小学生の大半が「学校の図書館で見つけた」と回答しており、中学生及び高校生は「本屋で見つけた」と回答した割合が高い。

平成18年度からの調査結果の10年間の推移では、小学生の読書量は2倍以上、中学生についても約1.2倍以上となっているが、平成23年度調査以降と比較すると中・高校生に大きな変化は見られなかった。しかし、1か月間に1冊も読まない中学生の、特に2年生において昨年度比2.1ポイント減少するなど、学年に着目した場合にこれまでの取組の成果が表れている。また、高校生の1か月に1冊も読まない割合は、平成21年度からの調査以降最も低く、平成21年度比5.6ポイント減少し、各学校での取組の成果が表れている。

今後は、特に小学校の上學年、受験を控えた中学3年生や高校生など、それぞれの発達段階や学習・生活環境等に即したきめ細かな読書指導を充実していくことが望まれる。

1 調査の概要

（1）調査の趣旨

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く考えるなど、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。

県教育委員会においては、これまでの施策の成果と課題を踏まえ、平成27年2月に「福島県子ども読書活動推進計画（第三次）」を策定したが、施策を評価するとともに今後の施策へ生かすため、本県児童生徒の読書に関する調査を実施している。

- ・第1回調査：平成16年10月実施
- ・第2回調査：平成18年4月実施
- ・第3回調査：平成19年11月実施（※以後、毎年11月に実施することとする）
- ・第12回調査：平成28年11月実施（今回実施）

※ 高等学校においても12月に同様の調査を実施した。（平成21年度から）

（2）調査項目

- ア 各学年における児童生徒の1か月の読書冊数（学校及び家庭等での読書冊数の合計）
- イ 読書しない理由に関するもの（最も当てはまるものを1つ選択）
- ウ 読書するきっかけに関するもの（最も当てはまるものを1つ選択）
- エ 本を入れた方法に関するもの（最も当てはまるものを1つ選択）

（3）調査対象校及び調査人数について

- ア 調査対象校：県内すべての公立小・中学校（分校は除く）
及びすべての県立高等学校（1、2年生、分校を含む）
- イ 調査人数：各学年1学級を選定する。（すべての児童生徒に調査することも可）

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
調査人数	11,057	11,267	11,682	11,917	11,985	12,528	70,436

※単位はいずれも人

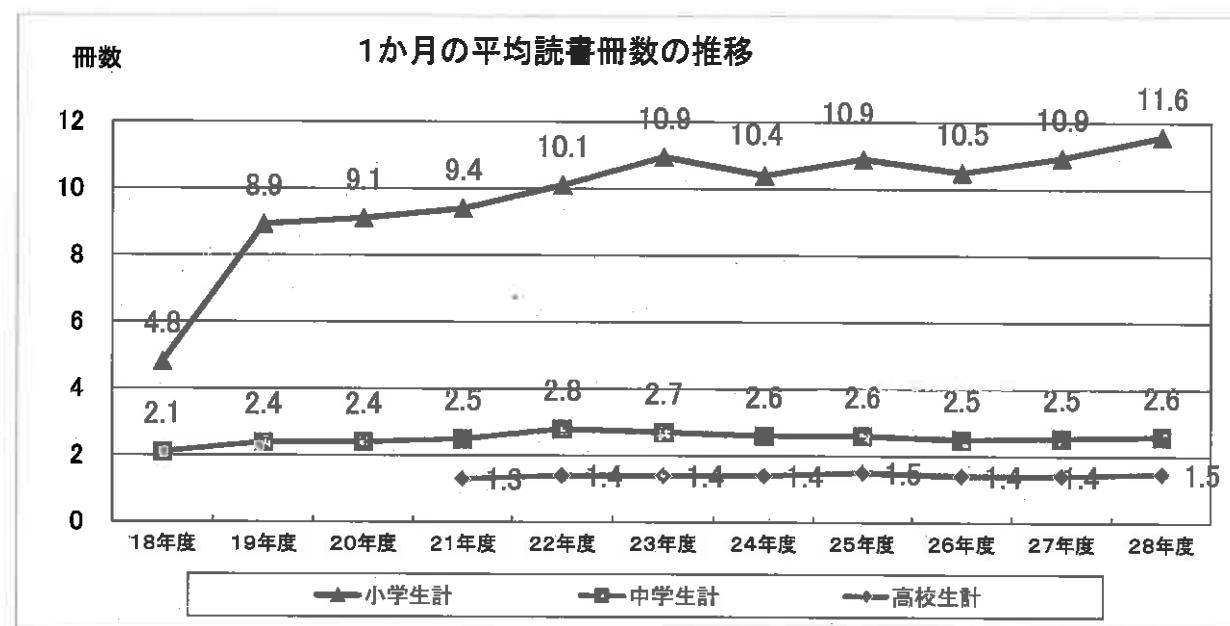
中学校	1年生	2年生	3年生	合計
調査人数	8,900	9,246	9,332	27,478

高等学校	1年生	2年生	合計
調査人数	3,777	3,647	7,424

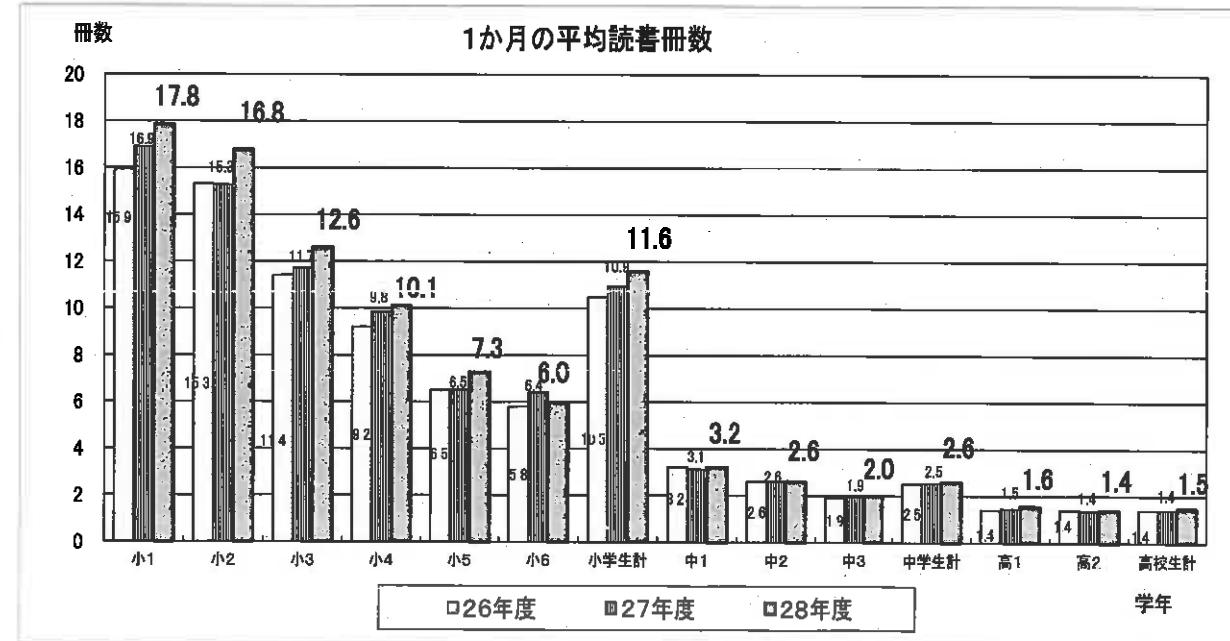
2 1か月の平均読書冊数について（【グラフ1】及び【グラフ2】参照）

- 平成28年11月調査における1か月の平均読書冊数は、小学生全体で11.6冊、中学生全体で2.6冊、高校生全体で1.5冊であった。昨年度調査と比較すると、小学生は0.7冊増加し、中高生は共に0.1冊増加していた。
- 1か月の平均読書冊数は、小学校1年生の17.8冊（前年比0.9冊増）が最高であり、小・中・高校生ともに学年が上がるにしたがって減少している。
- 小学生全体では、「8冊以上読んだ」と回答した児童の割合が50.7%（昨年度は49.5%）で最も高い。中学生全体では、「1冊読んだ」と回答した生徒の割合が25.1%（昨年度は25.2%）で最も高く、「2冊読んだ」と回答した生徒の割合が22.8%（昨年度は22.9%）でこれに続いている。高校生全体では、「読まない」と回答した生徒の割合が47.2%（昨年度は48.3%）で最も高く、「1冊読んだ」と回答した生徒の割合が22.6%（昨年度は23.6%）でこれに続いている。

【グラフ1】



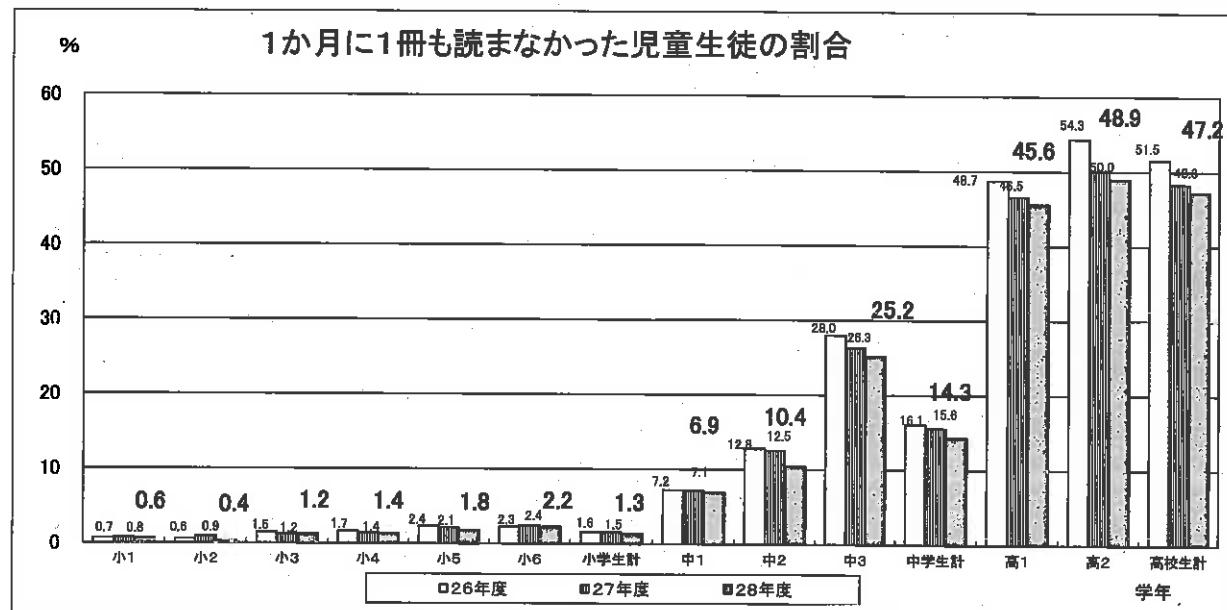
【グラフ2】



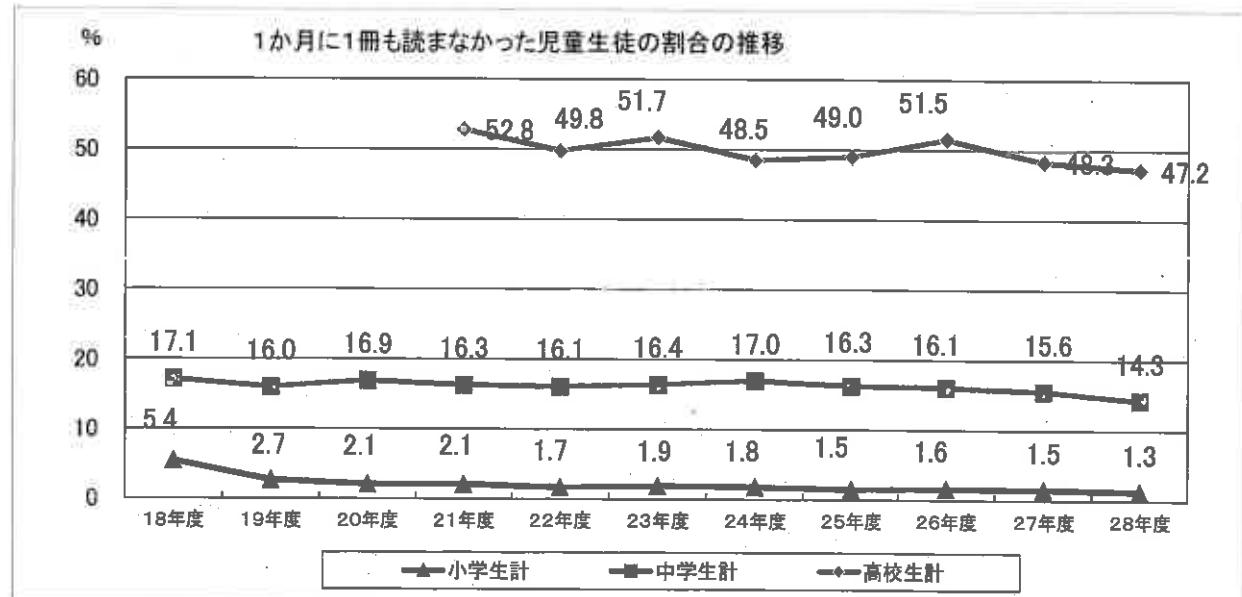
3 「読まない」と回答した児童生徒について（【グラフ3】及び【グラフ4】参照）

- 「読まない」と回答した児童生徒の割合は、小学生が1.3%、中学生が14.3%、高校生が47.2%であり、昨年度調査と比較すると、小学生は0.2ポイント、中学生は0.5ポイント、高校生は3.2ポイント減少している。
- 「読まない」と回答した児童生徒の割合は、小学校2年生が0.4%と最も低く、高校2年生が48.9%と最も高い。小・中・高校生ともに学年が上がるにしたがって「読まない」と回答した割合が高くなる傾向がある。
- 「読まない」と回答した小学生の「読まない理由」については、「マンガ等が楽しい」と回答した割合が17.2%で最も高く、「遊びが楽しい」が16.6%「ゲームが楽しい」が13.2%と続いている。
- 「読まない」と回答した中学生の「読まない理由」については、「勉強等で忙しい」と回答した割合が27.1%で最も高く、「マンガ等が楽しい」が17.3%、「読まなくても困らない」11.6%「本が嫌い」が10.9%と続いている。
- 「読まない」と回答した高校生の「読まない理由」については、「部活動で時間がない」と回答した割合が18.3%で最も高く、「マンガ等が楽しい」と回答している割合が15.9%でこれに続いている。

【グラフ3】



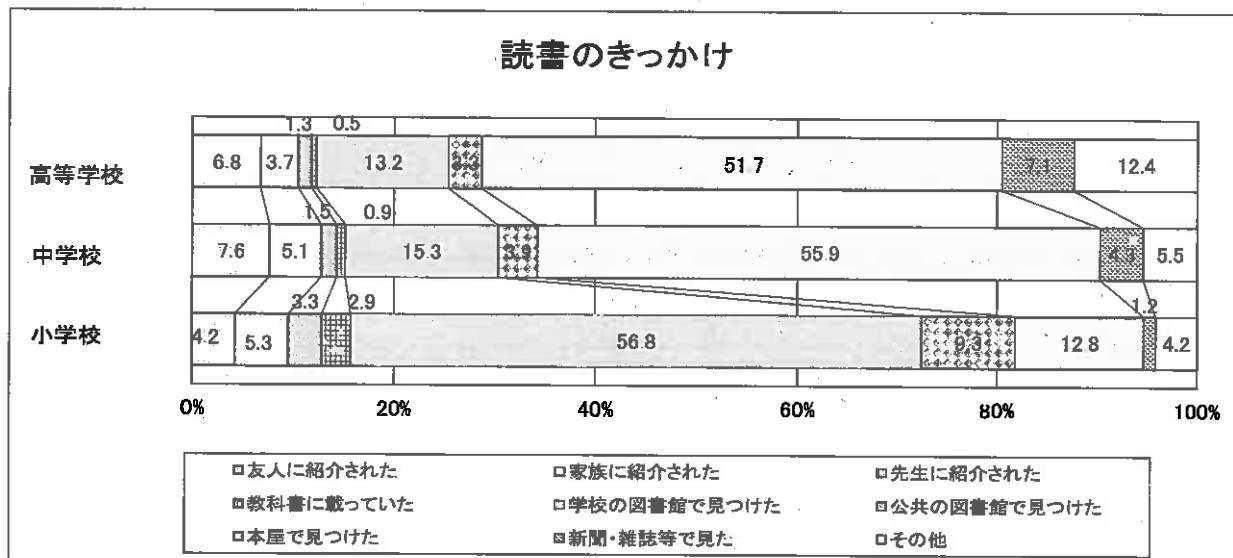
【グラフ4】



4 「読書のきっかけ」について（【グラフ5】参照）

- 小学校では、「学校の図書館で見つけた」と回答した児童の割合がすべての学年において最も高く、小学生全体では56.8%を占める。続いて「本屋で見つけた」と回答した児童の割合が12.8%、「公共の図書館で見つけた」と回答した児童の割合が9.3%となっている。
- 中学校では、「本屋で見つけた」と回答した生徒の割合がすべての学年において最も高く、中学生全体では55.9%を占める。続いて「学校の図書館で見つけた」と回答した生徒の割合が15.3%、「友人に紹介された」と回答した生徒の割合が7.6%となっている。
- 高等学校においても中学校と同様の傾向が見られ、「本屋で見つけた」と回答した生徒の割合が最も高く、高校生全体で51.7%を占めており、「学校の図書館で見つけた」が13.2%、「新聞・雑誌等で見た」が7.1%となっている。
- 小学校においては、「学校の図書館で見つけた」割合が昨年度よりも高くなっている。

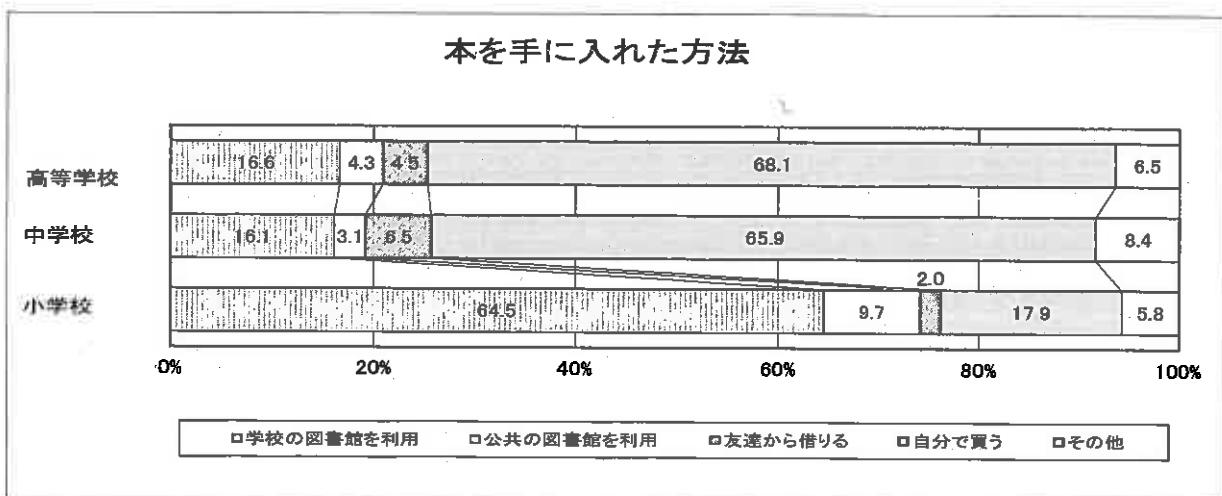
【グラフ5】



5 「本を手に入れた方法」について（【グラフ6】参照）

- 小学校では、「学校の図書館を利用」と回答した児童の割合がすべての学年において最も高く、小学生全体では64.5%を占める。続いて「自分で買う」と回答した児童の割合が17.9%、「公共の図書館を利用」と回答した児童の割合が9.7%となっている。
- 中学校では、「自分で買う」と回答した生徒の割合がすべての学年で最も高く、中学生全体では65.9%を占める。続いて「学校の図書館を利用」と回答した生徒の割合が16.1%、「友達から借りる」と回答した生徒の割合が6.5%となっている。
- 高等学校においても中学校と同様の傾向が見られ、「自分で買う」と回答した生徒の割合がすべての学年において最も高く、高校生全体では68.1%で、「学校の図書館を利用」と回答した生徒の割合が16.6%、「友達から借りる」と回答した生徒の割合が4.5%となっている。

【グラフ6】



【資料編】

〔子どもたちの読書活動を推進していくために〕

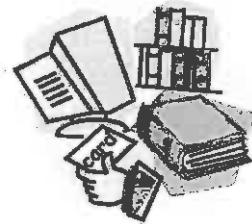
今回の調査結果を踏まえ、学校図書館の目的や役割を再認識し、学校図書館の更なる利活用を図り、子どもたちの読書活動を推進していくことが望まれます。

1 学校図書館の目的・役割

(1) 児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能

《児童生徒の「読書センター」としての学校図書館》

学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能を果たします。



《児童生徒の「学習・情報センター」としての機能》

学校図書館は、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たします。

(2) 教員のサポート機能



学校図書館の計画的な利用とその機能の活用（学習指導要領（総則））は、各教科等を通じ、どの教員にも求められます。指導の改善・充実のため、それぞれの教員が、学校図書館の機能を有効に活用するスキルを身に付けていくことが大切です。

一方、学校図書館法において、学校図書館は、教員のために図書館資料の収集・整理・保存、供用を行う施設としても位置付けられています。

教科等指導のための研究文献や教師向け指導資料、教材として使える図書などを集めて教員が使えるようにしたり、こうした図書資料のレンタルや取り寄せ等のサービスを行ったりする教員のサポート機能も、学校図書館が本来行うべき重要な役割の一つです。

(3) その他の機能

① 子どもたちの「居場所」の提供

昼休みや放課後の学校図書館は、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人々とのかかわりをもったりすることができる場となります。児童生徒がこのような学校図書館を校内における「心の居場所」としていることも少なくありません。

また、放課後の学校図書館は、放課後の子どもたちに安全・安心に過ごせる場を提供することにもなっています。

② 家庭・地域における読書活動の支援

学校図書館を学校の児童生徒や教員だけでなく、地域住民全体のための文化施設として有効に活用できるようにすべきとする要請も多くなっています。このような要請の下、例えば、下記のような取組を通じ、地域における読書活動の核として、学校図書館の施設等やその機能の活用を図っている例もあります。

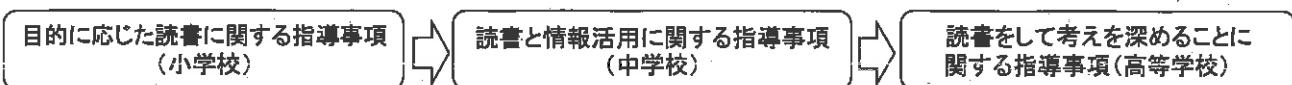


- ・家庭と連携して読書活動を進めるため、親子貸出しの実施など、保護者等の学校図書館利用を可能とする取組
- ・学校図書館を地域住民全体の文化施設と位置付け、放課後や週末に、他校（他校種の学校）の児童生徒や地域の大人にも開放する取組

2 読書活動の充実に向けて

(1) 読書について

学習指導要領では、国語科において、以下のように読書に関する指導事項が盛り込まれています。



読書については、国語科だけでなく全ての教科等において、どのような本を選ぶのかといった選書に関する視点やその本をどのように読んでいくのかといった読みの方法に関する視点など、多様な視点からアプローチする必要があります。

私たちが図書館や書店でたくさんの本を前にした際、目的に合った本にたどり着くまでに、例えば以下のような観点から本を選ぶことがあるのではないでしょうか。

題名、種類（ジャンル）、索引、表紙、目次、厚さ、文字の大きさや量、イラストや写真、図表、宣伝や紹介文、著作者、「まえがき」や「あとがき」、奥付、映画化・ドラマ化された、書評、売れ行き情報、参考文献リスト、紹介・推薦された、出版社、本の大きさ・形状……

一方、音読、黙読、精読、多読、乱読、再読、速読、通読、摘読、偶然読み、調べ読み、飛ばし読み、斜め読み……等々、「読」の付く言葉はたくさんあります。つまり、多様な読み方があるということを考えてみる必要があります。読む目的に応じて本や資料を選ぶ力や読み方も自在に変える力を育てていくことが重要になってくると思われます。

このように、読書について、目的、選書方法や読みの方略などの視点から分析的に捉え直し、それぞれに応じた具体的な方法等を提示することで、子どもたちをより楽しく、深く本の世界に誘うことができるのだと考えられます。

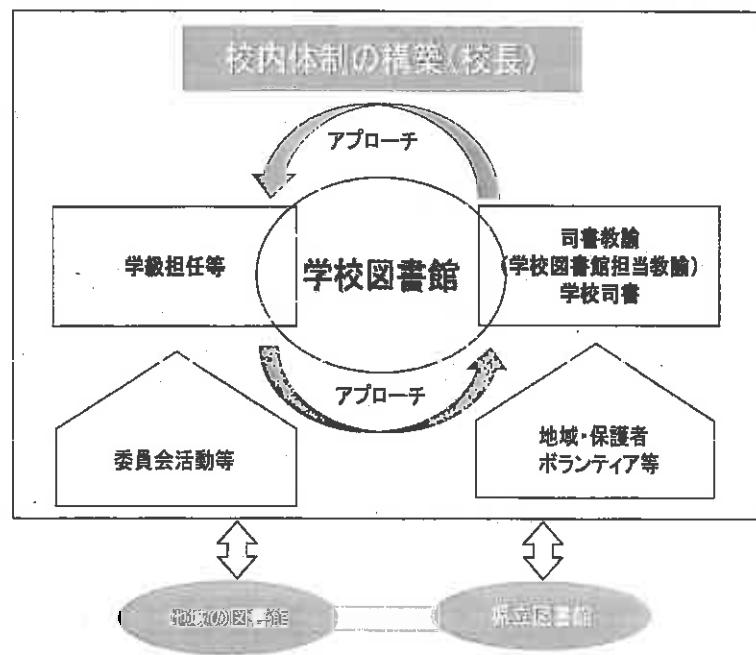
(2) 学校における読書活動の推進

① 全教員が日々の教育で学校図書館活用を

学校図書館は、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として」います。つまり、学校図書館の活用は、一部の本好きの教員が個人の特性を生かして行われるものではなく、全ての学校で、全ての教員が日々の教育活動を通して行われるべきものです。

そのためには、まず、個々の教員が教育活動において学校図書館を利用することが求められます。その指針を示すのが、校長の学校経営方針であり、牽引役になるのが司書教諭です。また、司書教諭と学校司書両者の授業支援等が必要です。

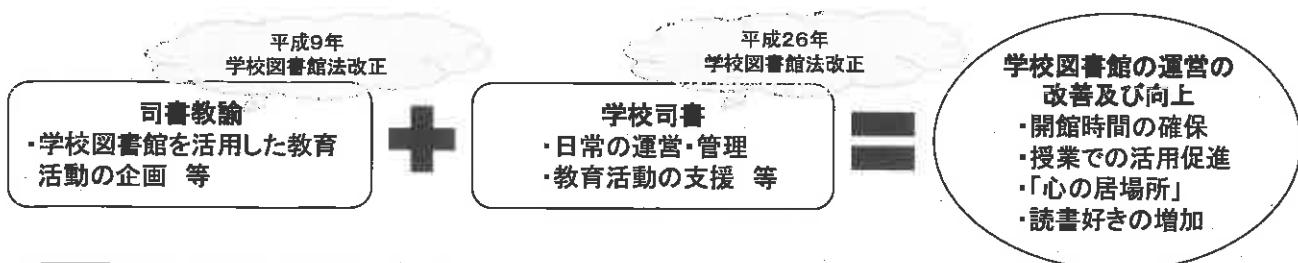
右は、校外の関係機関等も視野に入れた学校図書館活用のイメージ図です。このように、大きな視野から学校図書館の利活用を位置付けていくことで、各教科等における利活用の促進がよりいっそう図られます。



〈学校図書館活用のイメージ図〉

② 司書教諭と学校司書の役割

学校図書館の運営は、司書教諭と学校司書が協働して行うことが求められます。



	司書教諭	学校司書
設置根拠	学校図書館法の規定により、12学級以上の学校に必置。 『学校図書館法第5条第1項』 ※11学級以下の学校については、当分の間、設置を猶予。	学校図書館法の規定により、学校には、司書教諭に加え、学校司書を置くよう努めなければならないとされている。 『学校図書館法第6条第1項』
業務内容	学校図書館の専門的職務を掌る。 <input type="radio"/> 学校図書館資料の選択・収集・提供。 <input type="radio"/> 学校図書館を活用した教育活動の企画の実施。 <input type="radio"/> 教育課程の編成に関する他教員への助言。	※制度上の業務の定めなし。 <input type="radio"/> 図書館資料の管理、館内閲覧や館外貸出等の業務。 <input type="radio"/> 学校図書館を活用した教科等の指導に関する支援。
位置付け	教諭等をもって充てる。 『学校図書館法第5条第2項前段』	※制度上の規定なし。 <input type="radio"/> 現に置かれている職員は、学校教育法上は、学校事務職員『学校教育法第37条第1項・第14項等』又は「その他必要な職員』『学校教育法第37条第2項等』として任用。
資格	司書教諭の講習（5科目10単位）を修了した者。 『学校図書館法第5条第2項』	※制度上の資格の定めなし。 <input type="radio"/> 各地方公共団体における採用時には、それぞれの実情に応じ、司書や司書教諭、教諭免許状、相当実務経験等の資格を求める等の資格要件を定めて募集。

③ 学校図書館の充実

【司書教諭・学校司書等の人材の配置】

学校図書館の充実には、図書や新聞等の蔵書の充実とともに、司書教諭・学校司書等の人材の配置が欠かせません。

これらの充実に向けて、平成29年度以降も国による学校図書館関係の地方財政措置が次のように取られています。この措置の活用のためには、各市町村による予算化が必要です。

学校図書館図書整備等5か年計画 〈財政規模〉 5か年計約2,350億円（単年度：470億円）

平成29年度からの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図る。

①学校図書館図書の整備

〈財政規模〉 5か年計約1,100億円（単年度：約220億円）

（内訳） 増加冊数分：約325億円（単年度：約65億円）

更新冊数分：約775億円（単年度：約155億円）

②学校図書館への新聞配備

〈財政規模〉 5か年計約150億円（単年度：約30億円）

（内訳） 小学校等（1紙）、中学校等（2紙）：約100億円（単年度：約20億円）

高等学校等（4紙）：計50億円（単年度：約10億円）【新規】

③学校司書の配置（新たに5か年計画に位置づけ）

〈財政規模〉 5か年計約1,100億円（単年度：約220億円）

（内訳） 小・中学校に学校司書をおおむね1.5校に1名程度配置することが可能な規模を措置

【図書や新聞等の蔵書の充実】

次は、本県における各学校の学校図書館の状況です。

12学級以上の学校について、司書教諭は100%発令されていますが、11学級以下でも発令する学校が増えています。(平成28年度の発令率 小学校15.7% (26年度比+5.5)、中学校20.7% (26年度比+7.8)、高等学校31.4% (26年度比-2.9)) 小・中学校での司書教諭の発令が高くなっています。

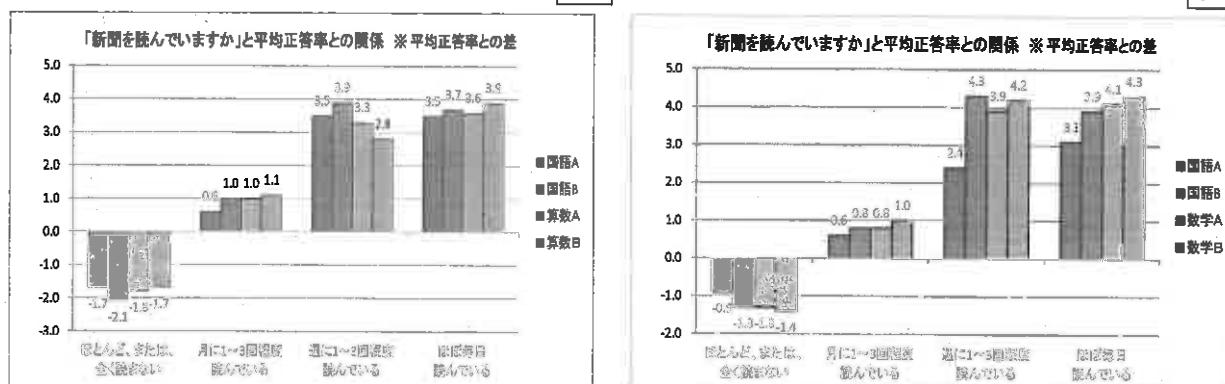
また、新聞の配備状況は、過去の本県の調査結果と比較すると高くなっている様子が見られます。平成28年度の配備率は小学校36.8 (26年度比+7.2) %、中学校21.8 (26年度比+5.9) %、高等学校79.8% (26年度比-2.0) %。

学校図書館に新聞を配備することには、どのような意義があるのでしょうか。まず、学校図書館に行けば、最新の情報が手に入るということになります。新しい新聞に替えるという作業だけでも、図書館の空気が変わります。このような日常の小さな変化がとても重要です。

また、学校で新聞を活用する意義は、生きた教材を教育に導入することです。自分が生きている社会を教材に、課題を見付け、考え、解決する力を養おうとするNIE (Newspaper In Education) の取組では、教師の共通の手応えとして、「リアリティーのある教育が子どもたちの学ぶ意欲をかきたて、『教室の雰囲気が一変する』」と報告されています。(「新聞活用の工夫提案」社団法人日本新聞協会)

新聞を活用すること自体が目的ではありません。より効果的な教育活動を推進するため、新聞も活用することを視野に目的や意図を明確にした取組が期待されます。

ここまで新聞の有用性について述べてきましたが、下のグラフのように新聞を読んでいる子どもほど学力が高い傾向が見られます。 小6 中3



〈平成28年度全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査と教科のクロス集計結果（福島県）〉

(3) 読書と学力について

① 学校における学校図書館の活用

学校図書館の活用とその充実の重要性について述べてきましたが、学校図書館を活用した授業を計画的に行っている学校の学力は、昨年度に続き高い傾向が見られます。特に小学校においては、その傾向が顕著です。学校図書館の活用に当たっては、計画的な取組が重要です。

また、学校質問紙調査においては、「総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導をしましたか」という質問において、「よく行った」、「どちらかといえば、行った」と回答している学校の学力も高い傾向が見されました。

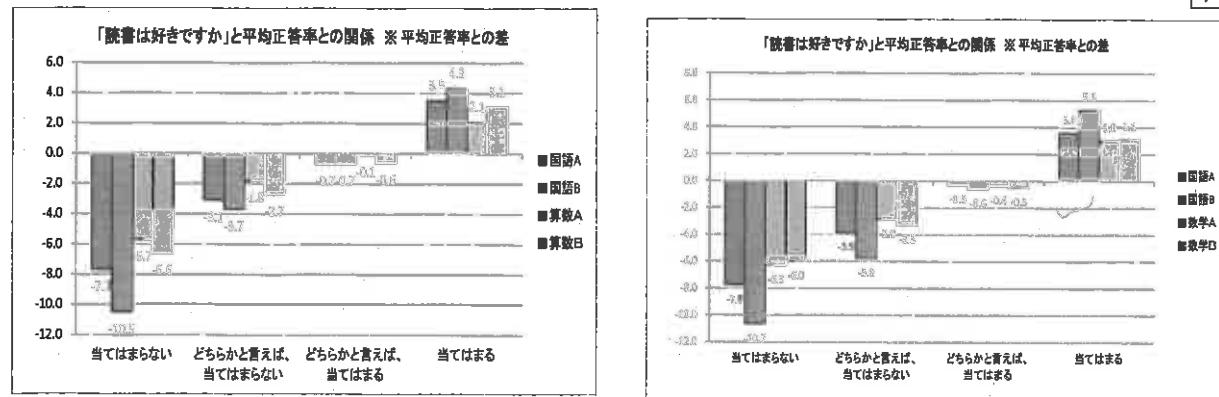
総合的な学習の時間における学校図書館の活用は、小・中・高等学校それぞれに学習指導要領に記載があります。課題追究のプロセスを重視する総合的な学習においては、多様な方法で情報を収集、分析する必要があり、学校図書館の活用は、その方法の中の重要な一部として考えることができます。

② 読書好きの児童生徒を

次のグラフは、「読書は好きですか」と全国学力・学習状況調査の平均正答率との関係を示すグラフです。各学校での様々な働きかけはもちろん大切ですが、さらに各家庭における「家読」「読み聞かせ」など、環境整備をして、子どもたちの知的好奇心に働きかけたいものです。

小6

中3



〈平成28年度全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査と教科のクロス集計結果（福島県）〉

(4) 各学校における読書活動等への取組状況

各学校におけるこれまでの読書活動への取組状況です。多様な読書活動を推進している割合が小・中学校共に100%になり、高等学校においても90%以上の学校において繰り広げられました。

平成31年度までの数値目標は「第三次福島県子ども読書活動推進計画」のP. 40・41をご覧ください。

調査項目	小学校	中学校	高等学校
全校一斉の読書活動を実施している学校の割合	98.7 (97.6)	86.0 (84.5)	30.0 (29.2)
多様な読書活動推進の取組を実施している学校の割合	100.0 (100.0)	100.0 (97.7)	94.5 (93.3)
ボランティアを活用している学校の割合	76.5 (79.7)	13.6 (13.6)	5.5 (6.7)
公共図書館との連携を実施している学校の割合	73.1 (76.6)	37.1 (40.3)	60.4 (57.0)
学校図書館図書標準の達成状況	86.3 (85.2)	68.2 (68.8)	
蔵書のデータベース化の状況	65.9 (64.2)	55 (55.2)	59.3 (60.7)

平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」文部科学省

平成28年度「読書に関する調査」福島県教育委員会

()は平成27年度「読書に関する調査」福島県教育委員会

3 「学校図書館の活性化実践事業」(文部科学省委託事業)から

福島県では、平成27年2月に「第三次福島県子ども読書活動推進計画」を策定し、学校における多様な読書活動の取組、保護者や地域のボランティアと学校、図書館との連携による読書活動等を推進してきました。各市町村においても子どもの読書活動の大切さに対する認識が広まってきたものの、学校司書の配置は小学校42.2%（前年比+5.4）、中学校46.2%（前年比+17.5）（平成28年度福島県独自調査による）、高等学校74.2%（前年比+6.8）（高校教育課調査）です。平成29年度も本事業を継続し、さらに読書活動の推進、学校司書の配置等について普及していきたいと考えています。

平成27・28年度、福島県では矢吹町教育委員会といわき市教育委員会を推進地域として本事業の調査研究を推進してきました。両教育委員会は以前より読書活動に積極的に取り組んでおり、矢吹町は2名の司書有資格者である学校司書を5校に、いわき市は42名の学校司書を106校（市内小・中学校全て）に配置しています。これまでも司書を対象とした研修会を継続して開催し、個々の資質・能力を高めてきましたが、平成28年度は推進地域として量、質ともに充実した研修を積み重ねました。

次に各推進地域の取組の一端を紹介いたしますので、是非参考にしてください。なお、詳細については、義務教育課ホームページに掲載しております。

H P アドレス : <http://www.gimu.fks.ed.jp/>

【矢吹町】

(1) 学校図書館の活用に関する校内体制について

- ① 本事業実践に向けて、町内全校長・園長が参加する町学力向上推進会議で町の目指す児童生徒像である「自立した読み手」・「本が傍らにある豊かな生活者」を示した。学校・園経営運営ビジョンにある読書活動の充実を踏まえ、学校長のリーダーシップのもと、司書教諭が校内読書推進の要となり、読書環境整備、学校図書館司書の授業への参加協力をコーディネイトしたこと、学校ぐるみの具体的な実践に結びついた。本の貸し出し冊数は、4 小学校 1 中学校で、前年比で1.2~2倍増加した。また、町で推奨している「子ども読書100選」の読破賞も100名を超えた。
- ② 担任と学校図書館司書が連携した授業が多くなるにつれて、授業の事前打合せや準備時間がなかなかとれないことが課題となっている。また、読書センターとしての機能は十分に果たしているが、学習センター機能や、情報活用センター機能として学校図書館を利活用していくことが今後の課題である。

(2) 授業への支援

- ① 本事業をとおして多くの教員が、学校司書が授業のサポーターとして関わることの効果を認識し、学校司書と連携した授業が増えた。それに伴い学校司書も自信を持って本の紹介、本の読み聞かせができるようになりスキルアップを図ることができた。さらに、子どもの好みの本を理解し、担任と連携して、子どもが読みたい本を手にさせる働きかけができた。子どもの読書意欲に応え、さらに読書意欲をかき立てるためには学校司書も児童生徒理解に努めることが必要であることを認識した上で、読書推進に向けた活動ができている。

【いわき市】

(1) 学校図書館司書の役割・機能について

各学校の実態に応じ、司書教諭や図書ボランティアと連携・協力して、次の役割分担を基本として取り組んだ。

司書教諭	学校司書	図書ボランティア
・図書館経営の目標・計画の立案	・読書活動の運営 (読み聞かせ、ブックトーク) ・教育課程に係わる掲示・展示の企画・作成 ・季節や行事に合わせた装飾の企画・作成 ・図書の分類・登録	・読書活動への協力 (読み聞かせ) ・教育課程に係わる掲示・展示の作成 ・季節や行事に合わせた装飾の作成 ・図書の装備 (カバー掛け、ラベル貼り) ・要修理図書の報告 ・図書の配架整理
・図書資料の選定、廃棄決定	・図書の修理 ・施設設備の維持管理 ・図書だよりの発行 ・授業に関する資料の収集、提供 ・図書資料のレファレンス	
・庶務・会計		
・児童生徒への指導	・図書委員との連携	

表にある役割分担の基本について、学校司書の研修や、教職員と学校司書の合同研修である「図書館教育講座」において提示し、周知するようにした。

昨年度は、学校司書と司書教諭との打ち合わせ時間の確保が大きな課題となっていたが、交換ノートによる情報交換や学校司書の勤務時間をずらして打ち合わせを行うなど、有効であった取組を紹介したところ、多くの学校が工夫した取組を行うようになってきた。

また、司書教諭が、教職員・学校司書・図書ボランティアの調整役として動くことにより、役割分担がより明確化し、活性化が図られた学校も見られた。

(2) 学校図書館の活動の活性化のための具体的な活動について

各学校の取組を紹介する学校司書活動報告会「未来をひらく学校図書館」を開催した。教職員、学校司書、図書ボランティアや一般の市民など、140名の参加があった。学校関係者においては、様々な実践を知り、自校に生かせるようにするとともに、広く市民にも、学校図書館充実のための取組を発信した。また、各学校図書館の取組を紹介した「ふくろう図書だより」を作成し、市内小中学校へ配付した。記事や写真の投稿には学校司書も参加した。優れた実践を広め、市全体として学校図書館の活動が活性化するよう努めた。

上記で述べているように、市全体で学校司書研修の充実を図り各校での実践を広める活動を行うことは、学校図書館の活性化に向けて大変有効であり、今後も継続して取り組んでいきたいと考える。

学校司書が配置された学校の多くは、まずは「読書センター」としての機能の向上に努めた取組を行い成果を上げてきているので、今後は、「学習・情報センター」としての機能の向上を目指したい。そのためには、学校司書に対しては、より実践に結びつくような研修を行い、各学校に対しては、具体的な学校司書の活用事例の紹介などについて積極的な働きかけを行っていきたい。

4 読書週間等について

各学校において、読書週間等の取組を活用し、児童生徒の読書習慣の定着や読書活動の推進が図られるよう適切な指導をお願いします。

(1) 2017年・「第59回こどもの読書週間」(4/23~5/12)

標語「小さな本の大きなせかい」

(2) 2017年・「第70回読書週間」(10/27~11/9)

標語「いざ、読書。」

《参考文献》

- 「これからの中学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議
- 「平成26年度福島県高等学校図書館白書」福島県高等学校司書研修会
- 「学校図書館（No. 770）」公益財団法人 全国学校図書館協議会
- 「新聞活用の工夫提案 NIEガイドブック（小学校編・中学校編）」社団法人日本新聞協会
- 「第三次福島県子ども読書活動推進計画」福島県教育委員会